

平成26年度「刑事施設における総務業務」の入札結果及び再度公告入札に向けた民間競争入札実施要項の見直しについて

法務省矯正局

1 経緯

(1) 入札手続

ア 入札公告	平成26年2月14日
イ 入札説明会	平成26年2月21日 12者
ウ 提案書提出期限	平成26年5月2日
エ 開札	平成26年6月4日※不調
オ 入札参加者数	2グループ
カ 入札回数	3回

(2) 結果

「刑事施設における総務業務」の民間競争入札については、上記日程で実施したところ、複数回の再度入札を実施しても予定価格の制限に達する応札がなかったことから、入札不調となったものである。

また、入札後、入札参加者に対して不落隨契による交渉の可能性を確認したことろ、これ以上の価格交渉は困難であるとの回答を受けた。

なお、本業務に係る予算は複数年契約を前提とした国庫債務負担行為を活用しており、予算額を超えて契約することは会計法令上、認められないため、今後契約締結の見通しが立たない状況となっている。

2 再度公告入札に向けた見直し

上記の経緯を踏まえた結果、予算額の範囲では受託事業者の選定は困難であることから、委託業務の縮小を図り所要経費を削減するため、委託業務の自動車運転業務のうち、平日夜間や休日の運転及び運行計画の作成については委託範囲に含めないこととし、入札実施要項から削除することとした。

刑事施設における運転業務は、平日昼間の運転のほか、夜間や休日における受刑者の緊急搬送（例えば、入院・通院など）や職員の非常配置といった、非常時の対応を伴う業務であるが、施設敷地内の官舎に居住する国職員であれば容易に対応しうる一方、民間事業者にとっては重い負担となることが入札不調の要因と分析しているところである。したがって、かかる負担を軽減するため、運転業務を平日に限ることとした（この点、美祢社会復帰促進センター等いわゆる官民協働施設においては、警備当直勤務に服している民間従事者などが対応している。）。なお、当該業務については、上記のとおり急を要すること、さらに受刑者の戒護をも併せて実施する必要があることから、引き続き国側で実施することとしている。

また、運行計画については、受刑者の他の刑事施設への護送、病院移送や職員の移動等、各種要請を、優先順位をつけて差配する必要があるが、民間事業者にとってその判断・調整が重い負担となっており、かかる負担を軽減するため国において調整することとしたい。